

○国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

〔平成17年3月24日
法人規程第23号〕
改正 平成18年法人規程第13号
平成19年法人規程第23号
平成20年法人規程第19号
平成21年法人規程第19号
平成21年法人規程第41号
平成23年法人規程第43号
平成24年法人規程第20号
平成25年法人規程第41号
平成26年法人規程第25号
平成26年法人規程第58号
平成27年法人規程第30号
平成28年法人規程第23号
平成30年法人規程第17号
令和 元年法人規程第27号
令和 2年法人規程第25号
令和 3年法人規程第17号
令和 4年法人規程第49号
令和 5年法人規程第26号

国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号）第43条第2項、国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第10号）第20条第2項、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号）第43条第2項、国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第15号）第20条第2項、国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号）第40条第2項及び国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第20号）第20条第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の職員のハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めるとともに、学生のハラスメントの防止等に関し必要な事項を定めることにより、職員の就労上又は学生の修学上の適正な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 役員及び職員並びに法人において就労する派遣労働者及び委託業務従事者をいう。
- (2) 学生 学群の学生、総合学域群の学生、大学院の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講

学生、特別研究学生、法曹学修生、特別学修生、日本語研修生、生徒、児童、幼児等法人で教育を受ける又は教育上の便宜が供与される全ての者をいう。

- (3) 関係者 学生の家族、取引関係業者等法人と関係を有する者（職員及び学生を除く。）をいう。
- (4) ハラスメント 職員が他の職員、学生若しくは関係者を、学生が他の学生、職員若しくは関係者を又は関係者が職員若しくは学生を不快にさせる不適切な言動等として第6条に規定するハラスメント防止対策委員会が認めたものをいう。
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントにより職員の就労上又は学生の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員が就労上又は学生が修学上の不利益を受けることをいう。
- (6) 苦情相談を行ったことに起因する問題 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）をしたこと、苦情相談に係る事実関係の調査等（以下「事実関係の調査等」という。）に協力したこと等を理由として職員が就労上又は学生が修学上の不利益を受けること及び苦情相談又は事実関係の調査等において、第19条の4に規定するハラスメント相談センター若しくはハラスメント相談員又は第19条に規定する調査委員会の委員等事実関係の調査等を担当する者（以下「調査委員等」という。）による不適切な言動等により職員又は学生のプライバシーが侵害されることをいう。

（学長の責務）

第3条 学長は、法人におけるハラスメントの防止等に関する業務を総括する。

- 2 学長は、ハラスメントを防止及び排除する義務を負うとともに、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題（以下「ハラスメントに起因する問題等」という。）が生じた場合には、適切に対処しなければならない。
- 3 学長は、職員及び学生に対し、この法人規程の周知徹底を図らなければならない。
- 4 学長は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生に対して啓発活動を行わなければならない。

（監督者の責務）

第4条 職員又は学生を監督する地位にある者は、次に掲げる事項に注意して、組織におけるハラスメントを防止及び排除する義務を負うとともに、ハラスメントに起因する問題等が生じた場合には、適切に対処しなければならない。

- (1) 日常における指導等を行い、職員又は学生の注意を喚起し、ハラスメントに関する関心及び理解を深めさせること。
- (2) 職員又は学生の言動等に十分な注意を払うこと。

（職員及び学生の責務）

第5条 職員及び学生は、ハラスメントに関する関心及び理解を深め、ハラスメントを行ってはならない。

- 2 職員及び学生は、事実関係の調査等に関し協力要請があったときは、これに応じなければならない。
- 3 職員及び学生は、苦情相談又は事実関係の調査等において、虚偽の申出又は証言を行ってはならない。

(防止対策委員会)

第6条 法人に、法人におけるハラスメントの防止等の適切な実施を期するため、ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

第7条 防止対策委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメントを防止し、排除するための広報、研修等の啓発活動の企画及び実施に関すること。
- (2) ハラスメントに起因する問題等に係る対策に関すること。
- (3) 苦情相談に関すること。
- (4) ハラスメントに係る概要の公表及び想定されるハラスメントの態様に関する情報提供に関すること。
- (5) その他ハラスメントの防止等に関し必要と認められる事項

第8条 防止対策委員会は、次に掲げる委員で組織する。この場合において、学長は、防止対策委員会が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

- (1) 総務・人事を担当する副学長
- (2) 学生を担当する副学長
- (3) コンプライアンス・ハラスメント対策室の室長
- (4) コンプライアンス・ハラスメント対策室の担当課長
- (5) 系長が推薦する大学教員 各1人
- (6) 学群教育会議が推薦する大学教員 2人
- (7) 大学院教育会議が推薦する大学教員 2人
- (8) 東京キャンパスに勤務する大学教員のうちから人間系長及び体育系長が関連する学位プログラムリーダーとの協議により推薦する者 1人
- (9) 附属学校教育局教育長が推薦する大学教員又は附属学校教員 3人
- (10) 附属病院長が推薦する者 1人
- (11) 総務部長又は当該部長が推薦する者 1人
- (12) 学生部長又は当該部長が推薦する者 1人
- (13) 東京キャンパス事務部長又は当該部長が推薦する者 1人
- (14) 総務部組織・職員課長又は当該課長が推薦する者 1人
- (15) 学生部学生生活課長又は当該課長が推薦する者 1人
- (16) 東京キャンパス事務部学校支援課長又は当該課長が推薦する者 1人
- (17) 社会人大学院等支援室長又は当該支援室長が推薦する者 1人
- (18) その他学長が指名する者 若干人

第9条 防止対策委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 防止対策委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、防止対策委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第10条 第8条第5号から第18号までの委員（当該各号の規定により推薦又は指名された者に限る。）の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 防止対策委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第12条 防止対策委員会は、ハラスメントの防止等に係る対策等のうち重要なものについて、学長に報告するものとする。

2 防止対策委員会は、前項の報告を行う場合には、第3条第2項に規定する学長が行う対処について意見を述べることができる。

(部会)

第13条 防止対策委員会に、苦情相談に関して適切に対応するため、筑波キャンパスにおける苦情相談に対応して筑波キャンパス部会を、東京キャンパス(附属学校を含む。以下同じ。)における苦情相談に対応して東京キャンパス部会をそれぞれ置く。

第14条 筑波キャンパス部会及び東京キャンパス部会(以下「部会」という。)は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 苦情相談に係る対応方法に関すること。
- (2) 事実関係の調査等に関すること。
- (3) 事実関係の調査等により判明した問題(ハラスメントに起因する問題等を除く。)に係る対策に関すること。
- (4) その他苦情相談に関すること。

第15条 部会は、苦情相談に係る対応方法について、当該苦情相談に係る対応をした第19条の4に規定するハラスメント相談センター又はハラスメント相談員へ説明を行うものとする。

2 部会は、ハラスメントを受けたとされる者及びハラスメントを行ったとされる者(以下「当事者」という。)並びに苦情相談を行った者(以下「相談者」という。)に事実関係の調査等に係る進捗状況(当該調査等の内容を除く。)について適宜説明するものとする。

3 部会は、事実関係の調査等の結果、当該事実がハラスメントに起因する問題等でないと思料される場合には、速やかに当事者及び相談者(以下「当事者等」という。)に説明等を行うものとする。

4 部会は、事実関係の調査等の結果、当該事実がハラスメントに起因する問題等であると思料される場合には、防止対策委員会にその旨を報告するものとする。

5 部会は、既に終結している案件と同様の内容で同一の相談者から苦情相談があった場合には、審議の上、当該苦情相談を受理しないことができる。

第16条 筑波キャンパス部会は、次に掲げる防止対策委員会の委員で組織する。

- (1) 第8条第3号及び第4号の委員
- (2) 第8条第5号の委員(ビジネスサイエンス系長により推薦された者を除く。)
- (3) 第8条第6号の委員
- (4) 第8条第7号の委員(ビジネス科学研究群、法曹専攻又は国際経営プロフェッショナル専攻を担当する大学教員を除く。)
- (5) 第8条第10号から第12号まで、第14号及び第15号の委員

- 2 東京キャンパス部会は、次に掲げる防止対策委員会の委員で組織する。
 - (1) 第8条第3号の委員
 - (2) 第8条第5号の委員（ビジネスサイエンス系長により推薦された者に限る。）
 - (3) 第8条第7号の委員（ビジネス科学研究群、法曹専攻又は国際経営プロフェッショナル専攻を担当する大学教員に限る。）
 - (4) 第8条第8号、第9号、第13号、第16号及び第17号の委員
- 3 第8条第18号の委員については、防止対策委員会の委員長が属する部会を指定する。

第17条 部会に部会長を置き、防止対策委員会の委員長が当該部会に属する委員のうちから指名する。

- 2 部会長は、部会を主宰する。
- 3 部会長に事故があるときは、委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

第18条 部会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（調査委員会）

第19条 部会は、事実関係の調査等を行うため、調査委員会を置くものとする。

- 2 調査委員会は、部会の委員及び学外の弁護士等の専門家3人以上で構成するものとする。
- 3 調査委員会は、中立・公平な立場で、苦情相談の内容に関し当事者等から事情を聞き、事実関係の調査等を行い、調査委員会の設置後4月以内を目途に、その結果を部会に報告するものとする。
- 4 調査委員会を構成する部会の委員の任期が当該調査委員会の調査等の途中で満了することとなる場合における当該委員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、当該調査委員会において事実関係の調査等の結果が部会に報告される日までとする。ただし、法人の職員でなくなる場合その他の事由により引き続き委員を務めることができない場合は、この限りでない。
- 5 前各項に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、部会が別に定める。

（調停）

第19条の2 部会は、苦情相談の内容から、話し合い等による対応が適当であると認める場合には、複数の委員に当事者間の調停に当たらせるものとする。

- 2 部会が必要と認める場合は、前項の調停に学外の弁護士等の専門家を加えることができる。この場合、部会の委員は1人とするものとする。
- 3 調停に当たる委員等は、中立・公平な立場で、苦情相談の内容に関し、当事者及び当該苦情相談に係る事案に係る者の話し合い等により合意を得るものとし、当該調停の開始後3月以内を目途に、その結果を部会に報告するものとする。
- 4 調停が不調に終わった場合、部会は改めて苦情相談に係る対応方法を審議するものとする。
- 5 調停に当たる部会の委員の任期が当該調停の途中で満了することとなる場合における当該委員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、当該調停の結果が部会に報告される日までとする。ただし、法人の職員でなくなる場合その他の事由により引き続き委員を務めることができない場合は、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、調停に関し必要な事項は、部会が別に定める。

(組織対応)

- 第19条の3 部会は、苦情相談の内容から、当事者の所属する組織の長等に対応を要請することが適当であると認める場合には、当該組織の長等に当該苦情相談に係る対応を要請するものとする。
- 2 前項の要請を受けた組織の長等は、中立・公平な立場で、苦情相談の内容に関し事実関係を確認の上、当事者間の調整を行い事案の解決を図るものとし、対応の要請を受けた後2月以内を目途に、その結果を部会に報告するものとする。
 - 3 組織の長等の対応が不調に終わった場合、部会は改めて苦情相談に係る対応方法を審議するものとする。

(苦情相談の窓口)

- 第19条の4 職員、学生又は関係者からの苦情相談の窓口として、コンプライアンス・ハラスメント対策室にハラスメント相談センターを、筑波キャンパス及び東京キャンパスにハラスメント相談員を置く。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、外部に窓口を置くことができる。
 - 3 前項の外部に置く窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント相談員)

- 第20条 ハラスメント相談員は、ハラスメントを受けたとされる者及び相談者から要望があった場合には、苦情相談の内容について別に定めるハラスメント苦情相談記録票により、対応する部会へ報告するものとする。
- 2 ハラスメント相談員は、部会から当該苦情相談に係る対応方法について相談者への報告の要請を受けた場合には、速やかに対応するものとする。
 - 3 ハラスメント相談員の氏名、所属、連絡方法及び連絡時間帯については、学内に公表する。

第21条 筑波キャンパスに置くハラスメント相談員は、次に掲げる者とする。この場合において、学長は、ハラスメント相談員が両性で構成されるよう配慮するものとする。ただし、ハラスメント相談員は、防止対策委員会の委員を兼務してはならない。

- (1) 系長（ビジネスサイエンス系長を除く。）が推薦する大学教員 各1人
 - (2) 附属病院長が推薦する者 1人
 - (3) 総務部長、学生部長及びエリア支援室長が推薦する者 各1人
 - (4) その他学長が指名する者 若干人
- 2 東京キャンパスに置くハラスメント相談員は、次に掲げる者とする。この場合において、学長は、ハラスメント相談員が両性で構成されるよう配慮するものとする。ただし、ハラスメント相談員は、防止対策委員会の委員を兼務してはならない。
- (1) 附属学校教育局教育長が推薦する者 1人
 - (2) ビジネスサイエンス系長が推薦する大学教員 1人
 - (3) 東京キャンパス（ビジネス科学研究群、法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻を除く。）に勤務する大学教員のうちから人間系長及び体育系長が関連する学位プログラムリーダーとの協議により推薦する者 1人
 - (4) 附属学校長が推薦する附属学校教員（副校長を除く。） 各2人以内
 - (5) 東京キャンパス事務部長及び社会人大学院等支援室長が推薦する者 各1人

(6) その他学長が指名する者 若干人

第22条 ハラスメント相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、ハラスメント相談員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠のハラスメント相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(苦情相談の方法等)

第23条 ハラスメント相談センター及びハラスメント相談員への苦情相談は、面談のほか電話、手紙、ファクシミリ及び電子メールによっても行うことができる。

- 2 面談は、相談者の希望により、日時及び場所を設定して行うものとする。
- 3 ハラスメント相談員が面談を行う場合は、2人のハラスメント相談員（少なくとも1人は、相談者と同性のハラスメント相談員とする。）により対応することを原則とする。ただし、相談者が希望する場合は、1人のハラスメント相談員により対応できるものとする。

(不服申立て)

第24条 当事者は、事実関係の調査等の結果について不服があるときは、当該結果を受理した日から14日以内（その期間の末日が休日に当たるときはその翌日）に、事実認定に影響を及ぼす新たな証拠及び理由を付した書面をもって、部会又は防止対策委員会に不服申立てをすることができる。

- 2 部会又は防止対策委員会は、前項の不服申立てに理由があると認められる場合には、第19条に規定する調査委員会（既に調査委員会が設置されている場合は、別の委員により構成する。）により、原則として4月以内に再調査を行い、その結果を当事者に伝えるものとする。この場合において、当該調査の結果に対する不服申立ては認めない。

(苦情相談及び事実関係の調査等における留意点)

第25条 ハラスメント相談センター、ハラスメント相談員及び調査委員等は、それぞれにおいて相互に連携・協力し、苦情相談に適切に対応できるように努めなければならない。

- 2 ハラスメント相談センター及びハラスメント相談員が苦情相談を受ける場合又は調査委員等が事実関係の調査等を行う場合は、面談場所、質問内容等に配慮し、当事者等及び当該調査等を受ける者の名誉を棄損し、又はプライバシーを侵害しないようにしなければならない。

(ハラスメント相談員連絡会)

第26条 防止対策委員会の委員長は、苦情相談の方法の改善等に資するため、ハラスメント相談員連絡会を開催する。

- 2 ハラスメント相談員連絡会は、防止対策委員会の委員長、部会長、コンプライアンス・ハラスメント対策室の職員のうちハラスメント相談センターの業務を行う者及びハラスメント相談員で組織する。

(苦情相談を行ったことに起因する問題の防止等)

第27条 苦情相談等に関係する者は、当事者等及び苦情相談に係る事案に関係する者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 職員及び学生は、苦情相談、事実関係の調査等への協力その他ハラスメントに関して正当な

対応をした職員又は学生に対し、そのことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 職員及び学生は、ハラスメント相談センター、ハラスメント相談員及び調査委員等に対する報復又は嫌がらせの行為を行ってはならない。
- 4 苦情相談を行ったことに起因する問題が生じた場合は、ハラスメントに起因する問題等と同様に、この法人規程を適用する。

(事務)

第28条 ハラスメントの防止等に関する事務は、コンプライアンス・ハラスメント対策室及び東京キャンパス事務部学校支援課が行う。

附 則

- 1 この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する細則（平成16年法人細則第2号）は、廃止する。
- 3 国立大学法人筑波大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する細則により選出された防止対策委員会委員、苦情相談対策委員会委員及び相談員については、この法人規程により選出されたものとみなす。

附 則（平18.3.23法人規程13号）

- 1 この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の後最初に委嘱される防止対策委員会又は苦情相談対策委員会の委員のうち学長が指定する委員については、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第10条第1項及び第18条第1項の規定にかかわらず、その任期は平成19年3月31日までとする。

附 則（平19.3.22法人規程23号）

- 1 この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の後最初に委嘱される防止対策委員会の委員のうち学長が指定する委員については、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（以下「新規程」という。）第10条第1項の規定にかかわらず、その任期は平成20年3月31日までとする。
- 3 この法人規程の施行の日の前日に現に設置されている調査委員会については、新規程第19条の規定により設置されたものとみなす。この場合において、調査委員会は、部会の委員以外の者のみで構成することができるものとする。

附 則（平20.3.13法人規程19号）

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21.3.26法人規程19号）

- 1 この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行後最初に委嘱される第21条第2項第3号の相談員については、第22条第1項の規定にかかわらず、その任期は平成22年3月31日までとする。

附 則（平21.6.30法人規程41号）

この法人規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平23.9.29法人規程43号）

- 1 この法人規程は、平成23年10月1日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この法人規程の施行日の際現に改正前の国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（この項において「旧規程」という。）第8条第3号及び第4号の規定により委員である者について、その任期は、旧規程第10条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 3 この法人規程の適用の後最初に委嘱される防止対策委員会の委員のうち学長が指定する委員については、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第10条第1項の規定にかかわらず、その任期は平成25年3月31日までとする。

附 則（平24.3.29法人規程20号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25.3.28法人規程41号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規程25号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.6.30法人規程58号）

- 1 この法人規程は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の規定は、この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた苦情相談について適用し、施行日前にされた苦情相談については、なお従前の例による。

附 則（平27.3.26法人規程30号）

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規程23号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平30.2.22法人規程17号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人規程27号）

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2. 3. 26 法人規程25号）
この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令3. 3. 18 法人規程17号）
この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令4. 7. 28 法人規程49号）
この法人規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令5. 3. 23 法人規程26号）
この法人規程は、令和5年4月1日から施行する。